諮問日:令和5年9月7日(令和5年度(情)諮問第28号)

答申日:令和6年2月22日(令和5年度(情)答申第42号)

件 名:佐賀地方裁判所における提出した特定事件の再審訴状を受け付けてから現

在までの経過が分かる文書の不開示判断(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

## 第1 委員会の結論

「特定年月日付けで佐賀地方裁判所民事部に提出した再審訴状を提出しました裁判所が受け付けてから現在までの状況を知りたい為その経過が分かる文書特定事件番号」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、佐賀地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

## 第2 事案概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、佐賀地方裁判所長が令和5年6月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

# 第3 苦情申出人の主張の要旨

再審請求に関して、2人の代理人弁護士以外は、原告と被告の公務員及び裁判所関係者しかいない。また、後は裁判所の関係者しか出てこないと思うが、 仮にそれ以外の者が出てきてもマスキングすればよく、部分開示が適当と思料する。

## 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、特定年月日付けで苦情申出人が佐賀地方裁判所民事部に提出 した再審訴状(特定事件番号)について、裁判所が受付をしてから現在までの 経過が分かる文書の開示を求めているところ、その存否を明らかにすると、特 定人が裁判手続を行った事実の有無が公になり、この情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条1号に規定する不開示情報に相当する。そして、この情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないから、同号ただし書イに掲げる情報には相当せず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当するような事情も認められない。したがって、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにせず不開示としたものである(取扱要綱記第5)。

苦情申出人は、仮に不開示情報が含まれていたとしても、当該部分を除いた部分につき開示することが適当である旨の主張をするが、上記のとおり、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにすることができないのであるから、本件開示申出文書の存在を前提とする部分開示の余地はない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年9月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和6年1月19日 審議
- ④ 同年2月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書の存否を答えることは、特定人が佐賀地方裁判所において 再審の訴えを提起した事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせ るものと認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、 同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法 5 条 1 号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。 苦情申出人は、不開示部分を除いた部分について開示することが適当である 旨主張するが、本件開示申出文書の存否を明らかにすることができないのであ

るから、本件開示申出文書の存在を前提とする部分開示の余地はない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで 法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認め られるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	П	正	人
委		員	長	戸	雅	子